

総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会（第2回）	日時	令和元年6月26日（水） 10:00～11:50	場所	前原暫定会議室
出席者（人）	委員長（福祉保健部長）、副委員長（地域福祉課長） 委員：男女共同参画担当課長、福祉会館等担当課長、自立生活支援課長、介護福祉課長、高齢福祉担当課長、健康課長、子育て支援課長、子ども家庭支援センター等担当課長、指導係長（11）			
事務局	地域福祉課生活福祉係・瀧川、地域福祉係・玉井			
議題	(1) 包括化の基盤となる制度体系について（資料1） (2) 事業の実施主体及び運営主体について（資料2） (3) 包括化の推進拠点・機能について（資料3） (4) 包括的支援体制構築事業の他自治体における実施状況について（資料4）			
配付資料	別紙のとおり			
結果要旨	<p>（会議に先立ち、委員長が挨拶を行った）</p> <p>【1 議題(1) 包括化の基盤となる制度体系について】 （本件については、事務局が資料1に基づき説明を行った。）</p> <p><質疑></p> <p>○ 「包括化の基盤」と「体制を活用」という表現があるが、内容の違いはあるのか。また、「様々なケース」と「全世代・全対象型」の相談支援という中に女性相談も含まれるのか。</p> <p>→ 「包括化の基盤」と「体制を活用」ともに、同じ方向性を指しているものである。相談支援の「様々なケース」の中には男女共同参画の関係も入ってくる。</p> <p>○ 地域福祉計画の策定委員会の中で、生活困窮者自立支援制度を利用することについて議論はあったのか。</p> <p>○ 策定委員会では、窓口の開設を早く進めた方がいいという意見は出ていた。生活困窮者自立支援制度を利用することについては、事務局から提案したものだと思う。</p> <p>○ 福祉総合相談窓口を市内1か所のみ設置するのではなく、地域包括支援センターのように市内各所にバランス良くあった方がいいのではという意見もあったと思うが、その点についてはどう整理していくのか。</p> <p>→ 現在検討しているのは、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」をもとに、包括的支援体制の中心拠点を市内1か所に設けることである。住民に身近な圏域に窓口を複数設けることについては、次の段階で検討していくことになる。</p> <p>○ 住民に身近な圏域に設ける窓口は、地域包括支援センターとすることが、親和性が高いのではないか。</p> <p>○ 高齢者の貧困という一面もある。しかし年代問わずとなると、地域包括支援センターは高齢者の問題を一手に担っているため飽和状態であり、新しい相談を受けるのは厳しい。</p> <p>→ 現在の地域包括支援センターの体制を変えずに、新しい相談機能を付加することが厳しいことは十分認識している。住民に身近な圏域の体制整備については、一挙に進めるのではなく、例えば一部地域をモデルに段階的に進めるという方法も考えられる。いずれにせよ、まずは市域を統括する拠点を1か所整備することから着手していきたい。</p> <p>○ 当委員会は福祉総合相談窓口の設置に向けて具体的な機能や時期を検討するものであるが、その先の方まで見据えて次のレベルアップについても検討していくのか。</p> <p>→ 今回の検討は、地域福祉計画で令和4年度に窓口運営開始とされている福祉総合相談窓口について、来年度予算要求の時期である本年9月までに、前倒しの開設や試行を含めた実務的な検討を優先的にを行うことになる。</p>			

- まずは市域全体の統括拠点をどうするかというところを議論していきたい。その後、住民に身近な圏域の支援体制の構築につながる想定はあるが、当面はまず統括拠点をどう整備するかという方向性を確認するための議論に集中していきたい。
 - メインは「複合化している相談をどのように受けるのか」というところにある。地域福祉計画策定段階においてもいろいろな議論を経て計画に記載されたものである。事務局提案の生活困窮者自立支援制度を基盤とするということでもよろしいか。
- (異議なし)
- (本件については、以上で終了)
- 【1 議題(2) 事業の実施主体及び運営主体について】**
(本件については、事務局が資料2に基づき説明を行った。)
- <質疑>
- 事業運営について、直営か委託かという点については、これまでの自立相談支援事業の考えを継承していくのかという判断が必要ではないか。
- 自立相談支援事業を委託方式とした理由については次回資料を提示する。福祉総合相談窓口を社会福祉協議会に委託することについては、議題(3)の「包括化の推進拠点・機能」において、社会福祉協議会に委託する優位性を説明している。
- 社会福祉協議会の地域福祉活動計画の中には、今後の見通しは記述されているのか。
- 「第三次小金井市地域福祉活動計画」に「福祉総合相談窓口との連携」事業があり、施策内容として「市の地域福祉計画に計上された福祉総合相談窓口と連携し、利用する市民に対し、寄り添い支援できるよう環境づくりを行います」と記述されている。
- (仮称)新福祉会館の建設基本計画に記述された福祉総合相談窓口の内容と、現在検討している窓口の内容は同じものとなるのか。
 - (仮称)新福祉会館建設基本計画においては、なんでも受け入れ、相談に乗り、安心してつなぐという内容であったが、基本的な考え方は同じであると思う。
 - 相談者が困っているということが根底にあればそれを見極め相談として受け付ける、それくらい優しい窓口にと当時から一貫して説明している。もともとある福祉総合相談窓口の内容とか、その内容を相談する受け皿の運営として誰がふさわしいのかという視点に立って、直営か委託かという方向性の整理ができればいいのではないかと思う。
 - 自立相談支援事業を受託している社会福祉協議会において、福祉総合相談窓口を受託する場合、追加する機能や増加する相談に対応可能かという見極めはどのように判断されるのか。
- 相談内容としては、現行の自立相談支援事業において、教育、税、男女など幅広い相談を受け入れている。人員体制としては、今後の機能や相談量の増加に対しては不足することになるため、その部分が拡充の大きなメインになる。当委員会で決定された方針に基づき、必要な人員体制を試算して理事者に諮っていくことになると考えている。
- 国の補助金を活用して事業を実施するのであれば、女性総合相談やDV等の相談はどのように関わることができるのか。
- 現行の自立相談支援事業において、国の方針として、相談は幅広く受け入れることが示されており、女性相談が対象外とはされていないため、福祉総合相談窓口においても対象外とすることにはならないと考えている。
- 福祉総合相談窓口の定義や周知方法は工夫が必要である。現行の女性・DV相談全部を総合相談窓口統合するということではないから、既存の相談窓口は残りつつ、どこに行けばいいかわからない人もなんでも受けられる相談窓口を設置するという整理になるのではないか。そのため相談対応職員は社会福祉協議会の専門職や権利擁護担当職員などオールラウンドに受け止められるような人に担ってもらいたいということになると、市役所の中で体制を

整えるのは厳しいというのも側面にある。

- 実施主体は市であるが、運営主体は社会福祉協議会に委託するという点でよろしいか。

→ (異議なし)

(本件については、以上で終了)

(本件については、事務局が資料3に基づき説明を行った。)

<質疑>

- 福祉総合相談窓口で行う相談支援とは具体的にどこまでやるのか。

→ 現行の自立相談サポートセンターにおいては、最初の相談受付の段階で連絡票と支援プランを作成する。他の窓口につないだ場合は、随時連携しながらフォローしていき、終結まで進捗管理していくという流れであり、福祉総合相談窓口も同様の流れとなる。

- 協議・検討する場に関して、緊急の場合やすぐに招集が必要な場合はどのように対応していくのか。

→ 現行の支援調整会議は定期と随時開催があり、緊急対応や関係機関との事前調整が必要な場合は定例開催日を待つことなく速やかに開催して関係機関の役割分担や今後の支援方針を確認する。それでも間に合わない場合は関係機関と電話で調整しており、福祉総合相談窓口においても関係機関と連絡しながら随時開催ということになる。

- 地域福祉課が中心となって開催するという点か。

→ そのとおりである。

- 包括化推進員は、地域福祉コーディネーターとの兼務も考えているのか。

→ 今後の議論になるが、包括化推進員が兼務している他市事例がある。社会福祉協議会には常勤のコーディネーターが在籍しているため、新たな包括化推進員と業務を分担・連携するか、常勤職員が兼務するかなど、複数の案が考えられることから、社会福祉協議会の機能を最大限に活用できる体制を検討していきたい。

- 支援を必要とする者の早期把握に関して、社会福祉協議会はアウトリーチを含めて以前から取り組みを希望していたと思うので、非常によいと思う。(仮称)新福祉会館の設計においては、社会福祉協議会のスペースは人数で想定しているため、人数が増える見通しがあるならば、将来的に多少余裕を持っておいた方がよいと思う。

- 協議・検討する場に関して、各制度の個別ケース会議はどうなるのか。

→ 関係機関を招集する相談支援包括化推進会議を新設し、例えば各制度の個別会議の統合の可否を議題として検討することも可能になるのではないかと考える。

- 各制度の個別ケース会議に関して、個別ケース会議の基軸や主催者が未確定な場合、役割分担を整理するために、総合相談窓口としての会議が招集されるという理解でよいのか。

→ 複合的な課題があり、複数の関係機関がある場合、役割分担や支援方針を検討することを目的として(仮称)支援調整会議を地域福祉課が主催する。個別ではなく、例えば市全体としての個別会議のあり方などについては相談支援包括化推進会議で検討することが考えられる。会議の構成として、通常は個別会議、重要事項決定時のみ総会を開催するという枠組みも可能かと思う。

- 現行の自立相談サポートセンターにおいて、隣人や民生委員のような当事者でない方が相談に来るケースはあるのか。

→ 心配した周囲の関係者が相談に来たというケースはある。

- その場合、関係機関とはどのように連携を図ったのか。
→ 自立相談サポートセンターで課題を分析したうえで、関連機関と相談、連携して本人宅に訪問したという事例があった。
- ひきこもり相談窓口を併設とあるが、現在やっているのか。
→ 社会福祉協議会では現在、ひきこもり相談の受付窓口を自立相談サポートセンターで実施しているため、それを追従する形になる。
- 8050問題や18歳以上の若者への対応も行うのか。
→ 社会福祉協議会は、以前から、自立相談支援事業や権利擁護事業など、社会福祉協議会の中の総合相談としてワンストップサービスを目指しているときいている。こうした社会福祉協議会の方向性を支援していきたい。
- 包括化の推進拠点・機能についての実現性や将来性についてはいろいろな意見が出たところである。社会福祉協議会へは何らかの支援をしていかなければならない。目標をしっかりと共有し事業委託まで進めていくに当たり大まかな方針を協議したが、この方向性で進めていくことでよろしいか。
→ (異議なし)

(本件については、以上で終了)

【1 議題(4) 包括的支援体制構築事業の他自治体における実施状況について】
(本件については、事務局が資料4に基づき説明を行った。)

<質疑>

- 特になし

(本件については、以上で終了)

【1 議題(5) その他】

<質疑>

- 特になし

(本件については、以上で終了)

【2 次回開催日程について】

- 次回は7月31日(水)午後1時30分から開催する。

<質疑>

- 特になし

(本件については、以上で終了)

－ 以上で委員会終了 －